

児童扶養手当システム標準化ベンダ分科会
(第1回) 議事要旨

日時：令和3年12月2日(木) 13:30～15:30

場所：WEB開催

出席者(敬称略)：

(座長)

生田 正幸 関西学院大学 人間福祉学部教授

(構成員)

近藤 誠 日本電気株式会社
柿沼 裕司 富士通 Japan 株式会社
中垣 伸哉 株式会社アイネス
関 英嗣(代理出席) 株式会社日立システムズ

(オブザーバ)

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
前田 みゆき デジタル庁プロダクトマネージャー
池端 桃子 デジタル庁プロダクトマネージャー
丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
清水 康充 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
吉積 亮 デジタル庁統括官付参事官付

(厚生労働省)

笹田 法明 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 事務局提出資料①全般編について
 - ② 事務局提出資料②個別検討編について
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（各種一覧表の出力方法について）

- 各種一覧の出力方法については、具体的な出力形式を記載することではなく、「一覧で確認できること」の要件に含むものとして整理し、補足として「一覧を確認できることは、紙、データでの出力機能や画面上での表示機能を含む」旨を追記する方針で行う方針である。
 - 標準仕様書においては、ベンダ間で解釈に差がでることは避ける必要がある。その観点から、一覧として出力すべき項目についての解釈がベンダ間でばらつかない記載方法を検討する必要がある。
 - 先行する障害者福祉・介護保険において、同様の検討を行っているため、その結果に準拠するとよい。

（今年度の検討範囲について）

- 今年度においては、現行の制度・規則等を変更しない範囲内で検討する方針とする一方で、業務効率化に向けて、現行の制度・規則を変えていく必要があるものについては、論点を整理し、次年度以降の検討につなげる。

（額改定手続き事務の分割について）

- 額改定手続きについては、行政手続き上の性質が異なるため、「額改定請求（児童増）」と「額改定届（児童減）」の二つに事務を分け、業務フロー・機能要件を作成する。

（帳票要件の標準化に係る考え方について）

- 今年度の検討においては、法令等で様式が定められている帳票については、受給資格の妥当性やプライバシーへの配慮等、自治体における支給事務において差異が生じないよう、原則として様式変更を行わないこととしている。但し、事務処理の効率化や、住民の手続きの負担軽減を趣旨とした項目の追加や、それに伴う項目のレイアウト上の配置変更については一部許容することとしたい。
 - 現状、法令等で定められている様式の中には、既に余白がほとんどなく、項目追加がレイアウト上困難な帳票もある。配置変更の許容範囲については、構成員意見を踏まえて検討を行う。

（【個別協議事項 1】現況届内の「受給者」、「孤児等の養育者」、「配偶者」、「扶養義務者」に係る項目について、印字可否を切り替えることが可能な仕様にすべきかについて）

- 現況届については、システムで一定の項目を印字した上で、受給者に印字内容の確認や空白箇所の記載を行ってもらい運用と認識している。ただし、現況届内の特定の項目群においては、印字している自治体としていない自治体が存在するため、実運用を考慮し、印字可否を切り替えることができる方針としたい。
 - 印字可否の切り替えは、あらかじめベンダが導入時に設定するのではなく、印字に関するチェックボックスを設ける等で、自治体職員が任意に選択できることとして標準仕様書に記載することも一案。
 - 項目単位で印字可否切り替えを求めるのか、複数の項目を含む項目群単位で印字可否を切り替えるのか検討する必要がある。その切り替え範囲設定次第で、自治体職員の設定に係る工数やベンダ側での開発工数が変わってくる。

（【個別協議事項 2】住民記録情報の異動について、児童扶養手当システムに取り込んだ上で履歴管理すべきかについて）

○ 住民記録との連携について、現在の標準仕様書（案）上では「データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること」と記載している。本機能について、連携する情報の履歴管理を行うことについても言及するが、その手段については、標準仕様書に規定しない方針である。

→ データの取り込み有無について特段定めないことについて、異論はない。一方で、児童扶養手当としては、業務上、住民記録に登録されている氏名・住所ではなく、児童扶養手当として届出のあった氏名や現住所についても、管理する必要があると認識している。その観点から、住記上の氏名・住所に加えて、児扶手としての実際の氏名・住所を管理する必要がある。

（【個別協議事項 3】市外転出時に「支払差止処理」を行い、転出先自治体に受給資格者台帳を送付した後、転出元自治体で「支払差止解除処理」を行うべきかについて）

○ 市外転出時の業務の前提として、転出した月の手当については、転出元自治体が支払う必要がある。支払差止を行うのであれば、手当の支払ができなくなってしまうため、手当の支払を行うには、支払差止を解除する必要がある。本機能については、支払差止・支払差止解除の処理要否が問題なのではなく、転出した月の手当支払が実施できる要件が盛り込まれていればよい。

○ 現在の業務フローは、転出届受領からフローが始まるが、届出がなされずに受給資格者が転出をした場合、やむを得ず一時的に手当の支払差止処理を行うことはあるため、その点について留意すべき。

（その他の意見について）

○ 政令市等の大都市で本標準仕様書を基にしたシステムを運用する場合の懸念点についても改めて確認し対応を検討していく必要がある。例えば、管轄区と本庁での作業分担や、決裁の進め方等が想定される。

○ 通知書の窓あき封筒のようにどのような業務でも用いるものは、標準化対象業務全体として統一できるよう、まずは、各業務にて整理を行ったうえで、業務間でのばらつきがなくなるよう標準化を図る。